

## 第3節

## 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

## 1 研修

## (1) 検察職員

検察職員に対しては、経験年数に応じて実施する各種研修において、人権等に関する講義を実施しているほか、日常業務における上司による指導等を通じ、基本的人権を尊重した検察活動の徹底を図っている。

平成22年度は、新任検事を対象とした「新任検事研修」や任官後おおむね3年前後の検事を対象とした「検事一般研修」などにおいて、人権をめぐる諸問題や国際人権関係条約に関する講義を実施した。平成22年度は、合計170人が受講した。

## (2) 矯正施設職員

平成15年12月に行刑改革会議から示された「行刑改革会議提言～国民に理解され、支えられる刑務所へ～」を踏まえ、監獄法改正をはじめとした一連の改革を行ってきた。現行の「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(平成17年法律第50号)では、刑務官に対し、被収容者の人権に関する理解を深めさせるための研修及び訓練を行うこととされており、矯正研修所及び同支所(全国8か所)並びに各庁において矯正職員に対する研修や訓練を実施し、人権意識の向上に努めているところである。

被収容者の人権の尊重を図る観点から、矯正研修所及び同支所における初任研修課程及び任用研修課程等において、新採用職員、幹部職員等に対し、被収容者の権利保障・国際準則等、人権啓発、個人情報保護、犯罪被害者の人権、セクシュアル・ハラスメント等に係る講義を実施しているほか、憲法、成人矯正法、少年院法等の講義においても人権に関する視点を取り入れている。

また、平成22年度は、専門研修課程において、矯正施設で勤務し、被収容者の処遇等に従事する職員に対し、相手の立場に立ち、相手の気持ちを考えながら冷静な対応ができる能力を習得させるとの観点から、民間プログラムによる実務に即した行動科学的な視点を取り入れた研修を行った(「アンダー・マネジメント」研修：刑事施設の中間監督者及び少年院の専門官等34人、「コーチング」研修：少年院の専門官等28人、「アサーション・トレーニング」研修：少年鑑別所の専門官等26人)。さらに、参加した研修員を講師として所属する刑事施設や少年院においても自庁研修を実施した。

このほか、各矯正施設においては、事例研究・ロールプレイング等の実務に即した自庁研修を行うなど、職員の人権意識の改革に努めている。

### (3) 更生保護官署関係職員

更生保護官署関係職員に対しては、保護観察官を対象とした研修において、人権に関する講義を継続して実施している。平成22年度は269人に対して、人権に関する講義を実施した。

また、社会復帰調整官を対象とした研修において、医療観察対象者の人権尊重等の観点から、平成22年度に47人に対して、精神障害者の人権等に関する講義を実施した。

保護観察所が実施している保護司に対する各種研修においても、保護観察等の処遇の場面で個人情報の取扱いに配慮するよう啓発に努めている。

### (4) 入国管理関係職員

入国管理局関係職員を対象に、在職年数等に応じて実施している入国管理局関係職員研修において、基本的人権の尊重、人権擁護の現状及び人身取引関係の講義科目を設置しており、平成22年度は592人が参加した。

また、各地方入国管理官署の業務の中核となる職員を対象とした人権研修において、人権問題に関する知識を深め、適切な業務処理に資することを目的に、人権に関する諸条約等についての講義を実施している。

さらに、人身取引対策及びDV事案に係る事務従事者研修において、人身取引等の被害者の保護に万全を期すことを目的に、人身取引等の被害者を認知した場合の措置方法等についての講義を実施している。

人権研修並びに人身取引対策及びDV事案に係る事務従事者研修について、平成22年度は合計46人が受講した。

### (5) 教員・社会教育関係職員

独立行政法人教員研修センター及び各都道府県等において、人権尊重意識を高めるための研修を実施している。

また、社会教育主事講習において、人権問題を取り上げ、人権問題に関する正しい知識を持った社会教育主事の養成を図っている。

平成22年度は、全国13か所（計14講習）の国立大学等に社会教育主事講習を委嘱し、全国で749人が修了した。

### (6) 医療関係者

厚生労働省では、医療関係者の養成課程において、人の尊厳を幅広く理解するための授業を教育内容に含めることを求めるなど、患者の人権を十分に尊重するという意識・態度の育成を図った。

### (7) 福祉関係職員

主任児童委員を対象に、全国主任児童委員研修会等を開催し、地域住民や関係機関との連携について考えるシンポジウム等を実施し、人権の尊重等についての理解を深めている。

また、児童福祉関係施設における子どもの人権を尊重した処遇を充実させるため、国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所において研修を行った。平成22年度は、合計875人が受講した。

### (8) 海上保安官

海上保安庁では、海上保安大学校等における初任者教育及び職員に対する再研修において、人権に関する教育を行っている。平成22年度は、691人が受講した。

### (9) 労働行政関係職員

厚生労働省では、職員の職位に応じて行われる中央研修において、同和問題等を中心とする人権の講義を実施している。平成22年度は、1,650人が受講した。

### (10) 消防職員

消防庁消防大学校では、消防事務に従事する職員、消防職員・消防団員に対し、人権教育を実施している。

平成22年度における人権教育については、幹部科（265人）、上級幹部科（46人）及び予防科（96人）において、人権擁護をめぐる国内外の諸問題及び男女共同参画について講義を実施した。

### (11) 警察職員

警察では、職務倫理に関する教育を最重点項目に掲げ、各級警察学校及び警察署等の職場において、人権の尊重を大きな柱とする「職務倫理の基本」に重点を置いた教育を行ったほか、基本的人権に配慮した適正な職務執行ができるよう、必要な知識・技能を修得させるための各種教育を行った。

また、取調べの一層の適正化を図るため、平成20年1月に策定した「警察捜査における取調べ適正化指針」（[http://www.npa.go.jp/keiji/keiki/torishirabe/tekiseika\\_shishin.pdf](http://www.npa.go.jp/keiji/keiki/torishirabe/tekiseika_shishin.pdf)）に基づき、被疑者取調べ監督制度を適切に運用している。

さらに、警察大学校、管区警察学校において、それぞれ「取調べ専科」、「取調べ技能専科」等を実施するなど、取調べに係る指導的立場にある警察官や取調べに従事する警察官に対する教育の充実を図っている。このうち、警察大学校及び管区警察学校において実施した専科について、平成22年度には、合計317人が受講した。

**(12) 自衛官**

防衛省では、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚学校、陸・海・空の各自衛隊幹部学校等の各教育課程において、自衛官になるべき者や自衛官に対して、有事における捕虜等の人権を保護するため、ジュネーヴ条約その他の国際人道法に関する教育を実施している（平成22年度の履修者約19,500人）。

このうち、防衛研究所や統合幕僚学校では、ジュネーヴ条約その他の国際人道法に精通した部外講師による講演を実施している。

また、ジュネーヴ条約その他の捕虜等の取扱いに係る国際人道法の適切な実施を確保するため、統合国際人道業務訓練を実施しており、「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」（平成16年法律第117号）等に基づく業務要領について演練し、捕虜等の取扱いについての知識、技能の向上を図っている。平成22年度は、約200人が参加した。

**(13) 公務員全般**

ア 法務省では、中央省庁等の職員を対象とする「人権に関する国家公務員等研修会」を開催している。平成22年度は、東京都港区（ニッショーホール）において、次のとおり2回開催した。

## ① 平成22年9月14日開催

「同和問題の今～そして、これから」の講演（講師・稲積謙次郎氏、参加者371人）及び「私たちの声が聴こえますか」（財団法人人権教育啓発推進センター）のビデオ上映

## ② 平成23年2月16日開催

「違いを楽しみ力に変える～多文化共生“新”時代～」の講演（講師・J.A.T.D.にしゃんた氏、参加者361人）及び「未来への道標～ハンセン病とは」（法務省人権擁護局）のビデオ上映

また、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員を対象にして、その指導者として必要な知識を習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を実施している（8頁参照）。平成22年度は、合計217人が受講した。

イ 人事院では、全府省庁の職員を対象に実施している役職段階別研修等において、女性、高齢者、障害のある人等の人権課題を幅広くカリキュラムに取り入れて行った。平成22年度に人事院が実施した研修のうち、人権を取り扱ったものは、47コースで、参加者数は2,289人であった。また、以上に加え、若手・中堅職員を対象とする役職



人権に関する国家公務員等研修会

段階別研修において、法務省が作成した啓発冊子「人権の擁護」を配布するとともに、その際、人権一般に対する認識を更に深めるよう指導を行った。

ウ 外務省では、新入職員等を対象とした各種研修の中で、人権問題や人権外交等に関する講義を、また、在外公館に勤務する予定の各府省庁職員を対象とした研修の中で、外交と人権に関する講義を行った。平成22年度は、249人が受講した。

エ 自治大学校では、地方公共団体の幹部となる地方公務員の政策形成能力等を総合的に養成することを目的に高度な研修を行っているが、平成22年度の人権教育については、5課程の課目の中で実施した。平成22年度は、487人が受講した。

## 2 国の他の機関との協力

裁判官の研修を実施している司法研修所では、裁判官に対する研修の際に人権問題に関する各種講義を設定している。平成22年度は、373人が受講した。

なお、上記研修を実施するに当たり、法務省等から講師を派遣するなどの協力を行った事例もある。